

医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進モデル事業補助金交付要綱

令和6年4月1日
福祉保健部医療政策課

(趣旨)

第1条 県は、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（平成26年9月26日付け厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）に基づく勤務環境の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を作成し、勤務環境の改善に取り組む病院及び診療所（以下「医療機関」という。）を支援するため、予算で定めるところにより、宮崎県内に所在する医療機関に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は宮崎県医療勤務環境改善支援センターの支援を受け、指針に基づく改善計画を策定し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施する事業をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けた者でないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 交付額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費算定書（別記様式第3号）
- (2) 第3条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (3) 第3条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）
- (4) 第3条第3号に係る誓約書（別記様式第5号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第8条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けないこと。
- (2) 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした諸帳簿並びに収入及び支出に係る証拠書類を整備し、事業完了後5年間これを保管しておくこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで、保管すること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(計画変更の承認)

第11条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第6号)に次の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 変更後の収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 変更後の補助対象経費算定書(別記様式第3号)

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は事業完了後、速やかに請求書(別記様式第7号)を県に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 補助対象経費実績書(別記様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認めるもの

- 2 第6条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入控除税額報告書(別記様式第9号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受

けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知業の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知業の定める財産は、同省令に定める耐用年数 5 年以上のものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めてすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(書類の提出部数等)

第 16 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る「医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進モデル事業補助金」から適用する。

別 表（第 4 条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 医療機関 あたり 5 0 0 千円	改善計画の策定及び改善計画に定めた事項の実施に要する以下の経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費	1 0 分の 1 0 以 内